

上三川町災害廃棄物処理計画

令和2年6月

上三川町 地域生活課

目次

第1章 総則	1
第1節 計画策定の背景及び目的	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画の対象	3
第4節 各主体の役割	10
第5節 処理目標期間の設定	11
第6節 災害廃棄物処理の基本方針	11
第7節 発災後における災害廃棄物処理実行計画の策定	12
第8節 災害時における廃棄物対応の流れ	12
第9節 災害時に発生する廃棄物の処理の流れ	15
第2章 組織体制・情報共有	18
第1節 組織体制の確立	18
第2節 情報収集・連絡	20
第3節 関係主体との協力・連携	21
第4節 各種協定	22
第5節 受援体制の構築	24
第3章 一般廃棄物処理施設の被害状況の確認・報告と復旧	27
第4章 生活ごみ・避難所ごみの処理	29
第1節 生活ごみ・避難所ごみの発生	29
第2節 生活ごみ・避難所ごみの収集運搬・処理	29
第5章 仮設トイレ等・し尿の処理	31
第1節 し尿の発生	31
第2節 仮設トイレ等の設置	31
第3節 し尿等の収集運搬・処理	32
第6章 災害廃棄物の処理	34
第1節 被災者・ボランティアへの周知・広報	34
第2節 災害廃棄物の発生量の推計	35
第3節 片付けごみの回収戦略	36
第4節 仮置場	37
第5節 処理・処分	44
第6節 適正処理が困難な廃棄物等への対応	49
第7節 損壊家屋等の撤去等	52

第8節 処理業務の進捗管理	54
第7章 教育訓練	55
第1節 職員への教育訓練	55
第2節 経験の継承	55
第8章 災害廃棄物対策の推進・計画の進捗管理	56
巻末資料	
資料1 災害廃棄物等の発生量の推計方法	
資料2 一次仮置場の必要面積の算定方法	
資料3 一次仮置場の設置・管理・運営に必要な資機材	
資料4 災害廃棄物関係補助金	

第1章 総則

第1節 計画策定の背景及び目的

上三川町（以下、本町という。）は、比較的平坦な土地であり、東に鬼怒川、江川、西に田川が流れている。町の中心付近に大規模な自動車製造工場がある一方で、農業も盛んである。（図表1）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、膨大な災害廃棄物の発生に加え、津波による処理の困難性が加わり、廃棄物処理や生活基盤の再建に多大な影響を及ぼした。また、近年、自然災害が多発・激甚化しており、全国各地で大規模地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生している状況であり、本町においても広い地域が強い揺れに襲われたり、本町内を流れる河川の氾濫等に伴い浸水したりすることが予測されている。

このような災害で発生する災害廃棄物は、種々の廃棄物が混合した処理しづらい性状のものが一時に大量に発生すること、人の健康又は生活環境に係る被害を生じる可能性のある重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあること、仮置場における火災発生のおそれが大きいこと等とともに、感染症発生等の二次被害を防止する必要もある。生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止し、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理しなければならない。

栃木県においても、大量の災害廃棄物を適切に処理することを目的として「栃木県災害廃棄物処理計画」を平成31年3月に策定し、災害廃棄物対策に係る取組を推進している。

以上のことから本町では、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目的として、「上三川町災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）を策定した。

今後は、本計画をもとに災害廃棄物処理に係る関係主体との情報共有と啓発・訓練を重ね、災害廃棄物処理の対応能力の向上を図る。

図表1 上三川町の位置と地勢



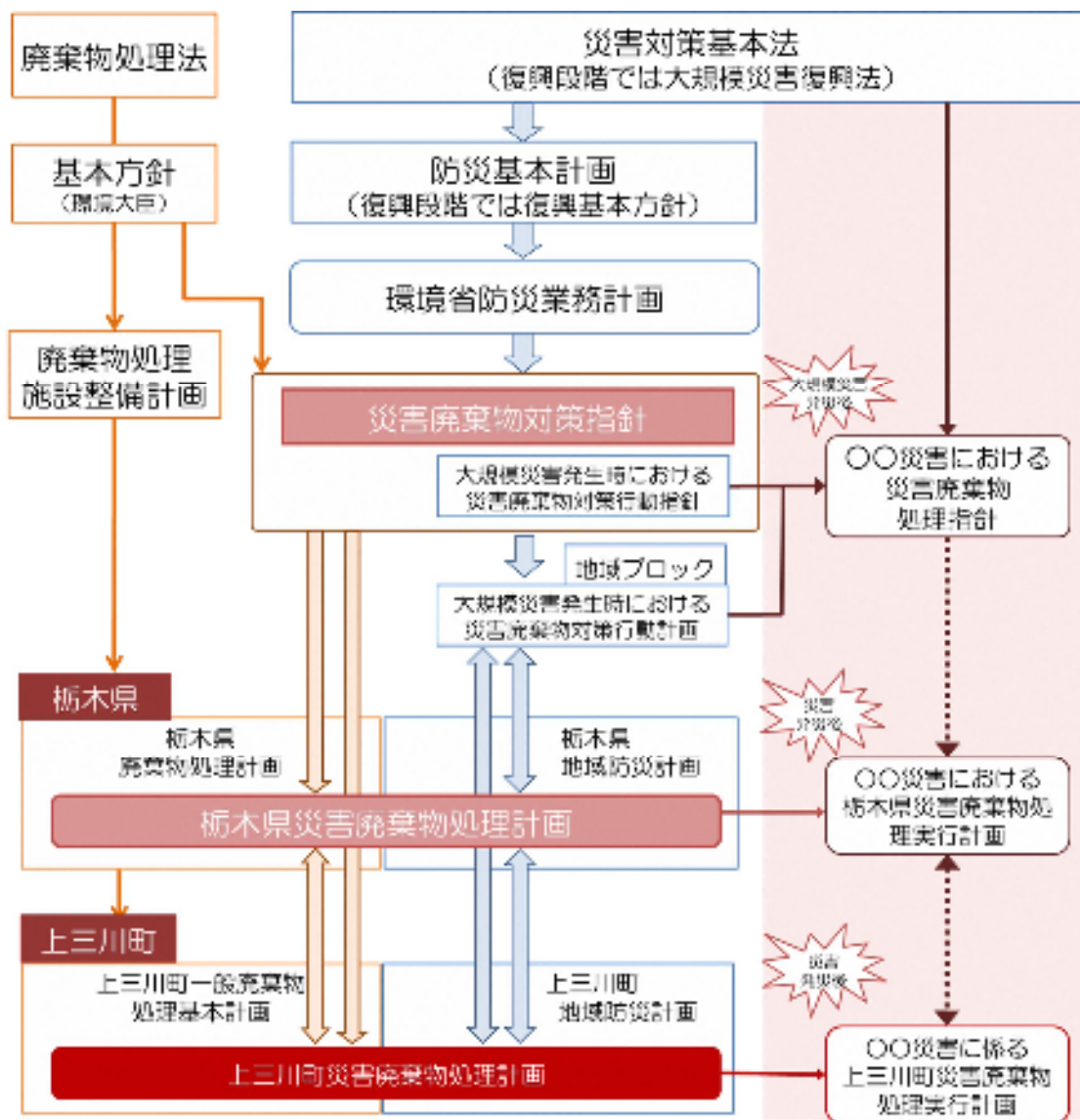
第2節 計画の位置付け

本計画の位置付けは、図表2に示すとおりである。

環境省では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部改正（平成27年7月17日公布）、廃棄物処理法の基本方針への災害廃棄物対策事項の追加等の制度的な対応を行い、さらに、東日本大震災等の近年発生した災害で得られた様々な経験や知見を踏まえ、平成30年3月には平成26年3月に策定した災害廃棄物対策指針を改定する等、地方公共団体における災害対応力強化のための取組を進めている。

本計画は「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月、環境省）に基づき、「栃木県災害廃棄物処理計画」（平成31年3月、栃木県）、「上三川町地域防災計画」（平成26年1月、上三川町）、「上三川町一般廃棄物処理基本計画」（平成28年3月、上三川町）等の関連計画と整合を図りつつ、災害廃棄物等の処理に関する基本的な考え方や処理方法等を示すものである。

図表2 本計画の位置付け



第3節 計画の対象

1 対象とする災害

本計画では、地震災害、風水害その他自然災害を対象とする。地震災害については地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する火災、爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とする。風水害については、竜巻等の風による被害の他、大雨、台風、雷雨等による多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、崖崩れ等の被害を対象とする。

2 対象とする廃棄物

災害時には、通常生活で家庭から排出される生活ごみ及び事業活動に伴って排出される廃棄物の処理に加えて、避難所ごみや仮設トイレ等のし尿、災害廃棄物（片付けごみを含む）の処理が必要となる。本計画で対象とする廃棄物及びその性状は図表3に示すとおりである。

ただし、事業系廃棄物は、廃棄物処理法第22条に基づく国庫補助の対象となった事業者の事業場で災害に伴い発生したものを除き、原則、事業者が処理を行うものとする。

図表3 本計画で対象とする廃棄物

災害時に発生する 廃棄物の種類		概要	本計画 の対象
一般 廃棄物	し尿	被災施設の仮設トイレからのし尿	○
		通常家庭のし尿	
	生活ごみ	被災した住民の排出する生活ごみ	○
		通常生活で排出される生活ごみ	
	避難所ごみ	避難施設で排出される生活ごみ	○
	災害廃棄物	道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物	○
		損壊家屋等から排出される家財道具（片付けごみ）	○
		損壊家屋等の撤去等で発生する廃棄物	○
		その他、災害に起因する廃棄物	○
	事業系 一般廃棄物	被災した事業場からの廃棄物	○
事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く。）			
産業廃棄物	廃棄物処理法第2条第4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物		

※生活ごみ、避難所ごみ及びし尿（仮設トイレ等からの汲み取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水は除く）は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外である。

図表4 被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物

名称	特徴等	写真	
し尿	発災後に設置した仮設トイレ等からの汲み取りし尿が発生する。		
生活ごみ	住民の生活に伴い発生するごみで被災の程度が小さかった地域からも普段どおりに発生する。		
避難所ごみ	開設した避難所から発生するごみで、支援物資の消費により発生するため、ダンボールやプラスチック製の容器包装に係るもの、缶・びん・ペットボトル、衣類等が多く含まれる。その他、生ごみ、医療系廃棄物等も発生する。		

出典：「災害廃棄物対策の基礎～過去の教訓に学ぶ～添付資料 災害廃棄物の種類」（2016年3月、環境省）
「災害廃棄物対策フォトチャンネル」（環境省）
「災害廃棄物対策指針（改訂版）」（平成30年3月、環境省）

図表5（1） 災害廃棄物の種類

名称	特徴等	写真	
可燃物/ 可燃系 混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系の廃棄物。可燃物の腐敗・発酵が進むと内部の温度が上昇し火災発生の恐れがある。		
木くず	柱・梁・壁材であり、リサイクル先に搬出するためには、釘・金具等の除去が必要。火災防止措置を検討する必要がある。		
畳・布団	被災家屋から搬出される畳・布団であり、被害を受け、使用できなくなったもの。破砕機で処理するのに時間を要する。腐敗が進行すると悪臭を発する。		
不燃物/ 不燃系 混合物	分別することができない細かいコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂等）、屋根瓦などが混在し、概ね不燃系の廃棄物。		
コン クリ ート がら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど。リサイクル先に搬出するためには、可燃物・鉄筋類の除去・破砕等が必要。		
金 属 く ず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など。スチール家具等が含まれる。		

※上記は選別後の分類であり、災害時には上記のものが混合状態で発生する場合が多い。

出典：「災害廃棄物対策の基礎～過去の教訓に学ぶ～添付資料 災害廃棄物の種類」（2016年3月、環境省）
「災害廃棄物対策フォトチャンネル」（環境省）
「災害廃棄物対策指針（改訂版）」（平成30年3月、環境省）

図表5（2） 災害廃棄物の種類

名称	特徴等	写真	
廃家電等（家電4品目や小型家電等）	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）や小型家電等で、災害により被害を受け使用できなくなったもの。		
腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など。		
有害廃棄物/危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等。		
廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪車、原動機付自転車。		
その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレス等の地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボード、塩ビ管、廃船舶（災害により被害を受け使用できなくなった船舶）など。		

※上記は選別後の分類であり、災害時には上記のものが混合状態で発生する場合が多い。

出典：「災害廃棄物対策の基礎～過去の教訓に学ぶ～添付資料 災害廃棄物の種類」（2016年3月、環境省）

「災害廃棄物対策フォトチャンネル」（環境省）

「災害廃棄物対策指針（改訂版）」（平成30年3月、環境省）

図表6（1） 災害廃棄物の性状

種類	廃棄物の性状	写真	
地震	<ul style="list-style-type: none"> ○ 片付けごみや損壊した家屋の撤去(必要に応じて解体)に伴う廃棄物が主となる。 ○ 比較的性状がきれいな廃棄物が排出される。 ○ 住民に対する広報や分別指導によって排出をコントロールできれば、比較的分別された状態で排出される。 	片付けごみ 	損壊家屋 
水害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 含水率が高く、土砂分を含む廃棄物が排出される。 ○ コントロールできれば、比較的分別された状態で排出される。 ○ 水分を含んだ畳、動かなくなった家電や自動車等が排出される。 	水分を多く含む畳 	泥で汚れた家電類 

出典：「災害廃棄物対策フォトチャンネル」(環境省)

「震災伝承館」(東北地方整備局ホームページ)

「つくば市で発生した竜巻による災害廃棄物とその処理」(独)国立環境研究所)

「平成12年(2000年)三宅島噴火災害の記録」(平成20年2月、東京都三宅村)をもとに作成

「糸魚川市駅北大火で発生した災害廃棄物処理に係る現地視察レポート」(国立環境研究所)

図表6（2） 災害廃棄物の性状

種類	廃棄物の性状	写真	
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 含水率が高く、土砂分を含む廃棄物が排出される。 ○ 洪水によりなぎ倒された根っこが着いたままの樹木等が発生する。 	土砂に埋もれた家屋 	流出した樹木 
竜巻	<ul style="list-style-type: none"> ○ さまざまな種類の廃棄物がミンチ状に混ざった混合廃棄物が多く発生する。 ○ 倒木被害等による生木（抜根木も含む）の割合が多い。 	混合廃棄物 	倒木樹木 
大雪	<ul style="list-style-type: none"> ○ 倒壊した農業用ハウス・果樹用ハウス等が排出される。 ○ その他、積雪によって倒壊した建物からの廃棄物の発生が想定される。（水分を多く含む可能性がある。） 	農業用ハウス 	
大規模火災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 焼け焦げた廃棄物が排出される。 ○ 泥状にまみれた水分の多い廃棄物が排出される。 	泥状にまみれた水分の多い廃棄物 	

出典：「災害廃棄物対策フォトチャンネル」（環境省）
「震災伝承館」（東北地方整備局ホームページ）
「つくば市で発生した竜巻による災害廃棄物とその処理」（独）国立環境研究所
「平成12年（2000年）三宅島噴火災害の記録」（平成20年2月、東京都三宅村）をもとに作成
「糸魚川市駅北大火で発生した災害廃棄物処理に係る現地視察レポート」（国立環境研究所）

3 被害想定に基づく災害廃棄物の発生量

(1) 想定する災害

本計画では、「栃木県地震被害想定調査（平成26年3月）」で対象としている「上三川町直下型地震」を対象とする。水害については、「田川の氾濫による水害」とする。

(2) 災害廃棄物等の発生量

被害想定に基づき、本町の災害廃棄物の発生量を試算すると、最大で約239千トンにも上ると推計される（推計手法は巻末資料を参照のこと）。なお、「田川の氾濫による水害」は、想定被害家屋数等の算出根拠が明確でないため、ここでは「上三川町直下型地震」のみの発生量の推計のみを記載している。

図表7 被害想定に基づく災害廃棄物等の発生量（推計）

分類	区分・内訳	上三川町直下型地震
災害廃棄物の発生量（①+②）		238,936
①損壊家屋等の撤去等に 伴い生じる廃棄物（トン）	合計	203,096
	可燃物	22,341
	不燃物	49,149
	コンクリートがら	99,111
	金属	2,843
	柱角材	29,652
②片付けごみ（トン/年）	発災後1年間	35,840
避難所ごみ（トン/日）	当日・1日後	2
し尿（kL/日）	当日・1日後	25

第4節 各主体の役割

1 上三川町

災害廃棄物は一般廃棄物に位置付けられるものであり、その処理は、本町が主体となって処理を行う。本町から排出される一般廃棄物は宇都宮市に委託して処理、し尿は小山広域保健衛生組合で処理している。そのため、宇都宮市又は小山広域保健衛生組合とは平時から災害時の対応について協議し、協力・連携体制を構築し、訓練等を通じて体制整備を図る。

2 一部事務組合

小山広域保健衛生組合は、本町から排出される一般家庭からの汲み取りし尿と併せ、本町内の避難所等に設置された仮設トイレからの汲み取りし尿を適正かつ円滑・迅速に処理する。災害時に発生する汲み取りし尿の処理対応については、平時より小山広域保健衛生組合と協議・調整を行う。

3 栃木県

県は、処理主体である市町が適正に災害廃棄物の処理を行えるよう、被害状況や対応状況等を踏まえた技術的支援や各種調整を行う。

また、災害により甚大な被害を受けて被災市町の廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合など、地方自治法（昭和22年、法律第67号）第252条の14の規定に基づき、被災市町が都道府県へ事務の委託を行った場合には、市町に代わって、県が直接、災害廃棄物の処理の一部を担うことがある。

4 事業者

事業者は、事業場から排出される廃棄物の適正処理と円滑かつ迅速な処理に努める。県と災害時の協力協定を締結している関係機関・関係団体は、県の要請に応じて速やかに支援等に協力する等、その知見及び能力を活かした役割を果たすよう努める。また、危険物、有害物質等を含む廃棄物その他の適正処理が困難な廃棄物を排出する可能性のある事業者は、これらの適正処理に主体的に努める。

5 町民・災害ボランティア

本町が災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することができるよう、町民及び災害ボランティアは片付けごみ等の災害廃棄物の排出段階での分別の徹底等、一定の役割を果たすよう努める。また災害ボランティアは、本町と連携して被災家屋の後片付け等の被災者支援を行う。

第5節 処理目標期間の設定

1 生活ごみ・避難所ごみ・し尿

災害時は、まず生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬・処理を優先する。発災後、廃棄物処理体制に係る支障を確認し、速やかに生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集・処理を再開する。

2 災害廃棄物

早期の復旧・復興に向け、災害廃棄物の処理は可能な限り早期の完了を目指す。

腐敗性の廃棄物は初動期において最優先で処理する。

木材、金属くず、コンクリートがら、廃家電、廃自動車は、排出され次第、仮置場のスペースを確保するためにも早急に処理先や復興事業先へ搬出して処理する。

処理目標期間は、災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて適切に設定するが、大規模災害においても3年以内の処理完了を目指す。なお、処理期間について国の指針が示された場合は、その期間との整合性を図り設定する。

第6節 災害廃棄物処理の基本方針

災害時においても、できる限り平時に近い状態で廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理し、公衆衛生と環境保全を確保するため、次の災害廃棄物処理の基本方針を踏まえ、具体的な取組を進めていく。災害が発生した場合は、この基本方針に基づき、その災害の規模や特徴等を踏まえ、速やかに具体的な処理方針を定める。

図表8 災害廃棄物処理の基本方針

1 適切かつ迅速な処理	町民の生活再建の早期実現を図るため、時々刻々変化する状況に対応しながら、迅速な処理を行う。本町は、処理期間を定め、広域での処理が必要な場合は、県と協力して周辺や広域での処理を進める。
2 リサイクルの推進	徹底した分別・選別により可能な限り再生利用を推進し、埋立処分量の削減を図る。再資源化したものは復興資材として有効活用する。
3 環境に配慮した処理	災害時において周辺環境に配慮し、適正処理を推進する。
4 衛生的な処理	生活ごみや避難所ごみ、し尿の処理を最優先とする。災害廃棄物については、有害性や腐敗性を踏まえ、処理の優先度の高いものから迅速に撤去及び処理を進める。
5 安全作業の確保	住宅地での撤去等の作業や仮置場での搬入、搬出作業において周辺住民や処理従事者の安全の確保を徹底する。
6 経済性に配慮した処理	公費を用いて処理を行う以上、最小の費用で最大の効果が見込める処理方法を選択する。

<p>7 関係機関・関係団体や町民、事業者、災害ボランティアとの協力・連携</p>	<p>早期の復旧・復興を図るため、国、県、県内他市町、一部事務組合、関連機関・関係団体等と協力・連携して処理を推進する。</p> <p>また、町民や事業者、災害ボランティアにさまざまな情報を提供し、理解と協力を得て処理を推進する。</p>
---	---

第7節 発災後における災害廃棄物処理実行計画の策定

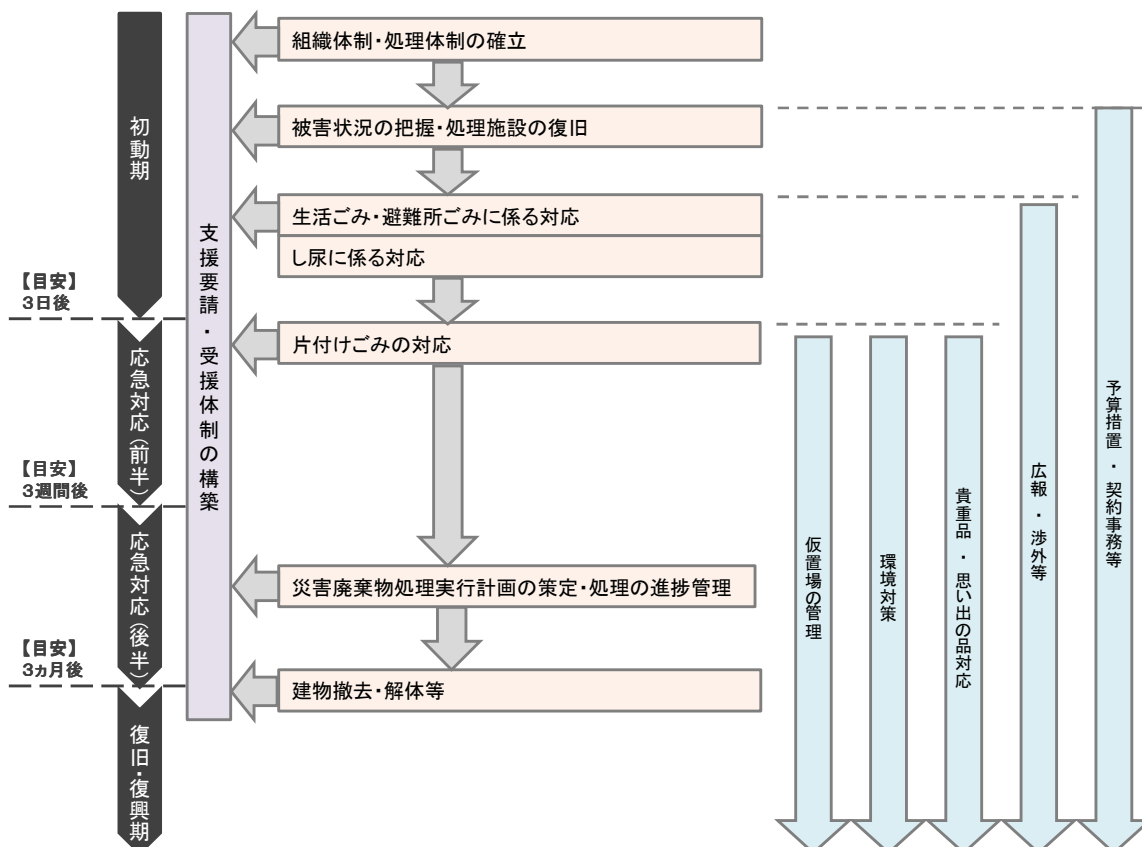
発災後は、被害状況を踏まえて、必要に応じて災害廃棄物処理実行計画を策定する。災害廃棄物処理実行計画は、関係者と情報を共有しながら処理の全体像を整理して策定する。災害廃棄物処理実行計画には、処理方針、発生量、処理体制、処理スケジュール、処理方法、処理フロー等を具体的に示す。

災害廃棄物処理実行計画は、処理の進捗等の状況に応じて見直し、改定していくものとする。なお、災害廃棄物処理実行計画は、処理業務の発注や補助金事務に係る資料として用いることができる。

第8節 災害時における廃棄物対応の流れ

生活ごみ、避難所ごみ、し尿を含む、災害時において発生する廃棄物対応の大まかな流れを示す。

図表9 災害時における廃棄物対応の流れ



図表10 発災後の時期区分と特徴

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安
初動期	人命救助が優先される時期 (体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う。)	発災後数日間
応急対応 (前半)	避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害時の廃棄物を処理する期間)	～3週間程度
応急対応 (後半)	人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物等の本格的な処理に向けた準備を行う期間)	～3ヶ月程度
復旧・復興	避難所生活が終了する時期 (一般廃棄物処理の通常業務が進み、災害廃棄物等を本格的に処理する期間)	～3年程度

出典：「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30年3月、環境省）

(1) 組織体制・処理体制の確立

地域生活課が中心となり、廃棄物処理のための組織体制及び処理体制を確立する。庁内の組織体制の確立に当たっては、庁内で職員の応援を受けることも含め、災害対策本部や都市建設課等の関係部局と連携する。

(2) 被害状況の把握・処理施設の復旧

災害対策本部が集約する損壊家屋の被害棟数（全壊、半壊、床上浸水、床下浸水）を把握する。

また宇都宮市及び小山広域保健衛生組合の廃棄物処理施設の管理者へ連絡し、廃棄物処理施設の被災状況を確認する。廃棄物処理施設が被災している場合には、復旧作業の実施状況を確認する。

(3) 生活ごみ・避難所ごみに係る対応、し尿に係る対応

平時と同様に生活ごみを収集し、焼却施設へ運搬して処理を行うとともに、避難所ごみについても同様の対応を行う。また使用済みの携帯トイレへの対応や、仮設トイレが設置された場合にはその設置場所を把握し、し尿の汲み取り・処理を行う。

(4) 片付けごみへの対応

町民が自宅を後片付けすることによって生じる家具・家財や廃家電等の廃棄物を仮置場で保管し、処理先へ搬出する。片付けごみが道路上に排出された場合には、パッカー車や平ボディ車により収集し、一次仮置場まで運搬する。

(5) 災害廃棄物処理実行計画の策定・処理の進捗管理

災害発生時には災害廃棄物処理計画に基づき被害の状況を速やかに把握し、必要に応じて災害廃棄物処理実行計画を策定する。また災害廃棄物の処理の進捗管理を行う。県は災害廃棄物処理実行計画の策定のための技術的支援を行う。

(6) 建物撤去・解体等

建築課や建設事業者等と連携し、災害によって損壊した家屋の撤去（必要に応じて解体）を行う。撤去等は、倒壊のおそれのある家屋を優先する等、優先順位をつけて作業を進める。

(7) 支援要請・受援体制の構築

人員や必要な資機材が不足する場合には、協定等を活用して県内他市町や県、民間事業者等へ支援を要請する。被災自治体の廃棄物部局では支援を受け入れるための体制（受援体制）を構築する。

(8) 仮置場の管理

被災現場から搬出されてくる災害廃棄物を仮置きし、焼却処理・リサイクル・最終処分ができるよう分別や破碎等を行う。

(9) 環境対策

災害廃棄物の積み上げに伴う蓄熱火災の発生防止や粉じん・騒音・振動、悪臭・害虫対策等、必要な環境対策を行う。

(10) 貴重品・思い出の品対応

廃棄物の中から貴重品が出てきた場合には警察に届け出る。思い出の品は適切に保管し、持ち主に返却する。

(11) 広報・渉外等

災害廃棄物の排出方法や分別に関して、町民や事業者へ広報を行う。また支援を受け入れたり、処理を依頼するため、支援者や処理先との交渉を行う。

(12) 予算措置・契約事務

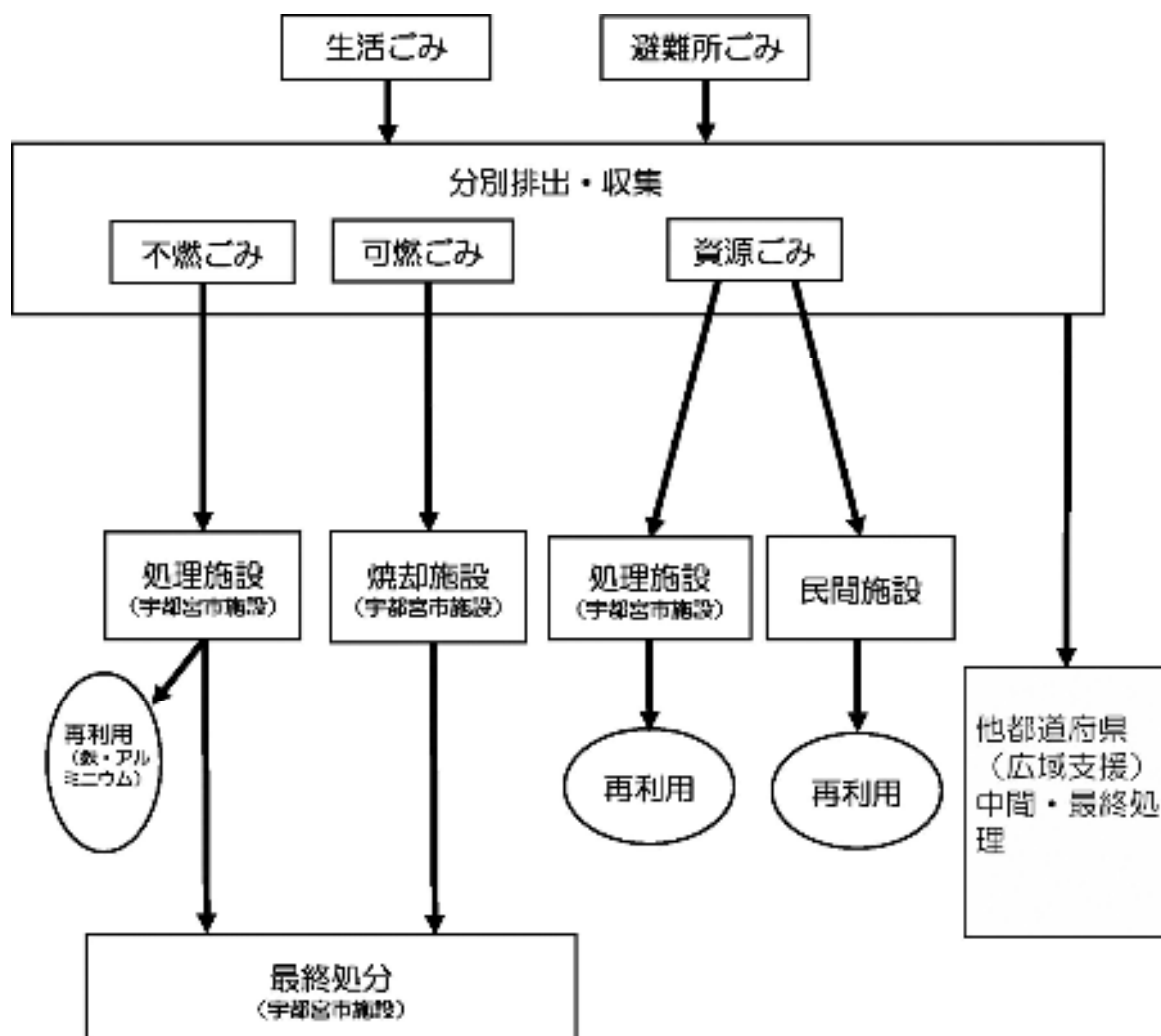
災害廃棄物処理のための事業費を確保する。また処理事業者との契約事務を行う。

第9節 災害時に発生する廃棄物の処理の流れ

1 生活ごみ・避難所ごみの処理の流れ

被災地域における生活ごみ及び避難所ごみを平時と同様の区分で収集し、処理施設（すべて宇都宮市施設）へ搬入して処理する。焼却施設や不燃ごみ処理施設等から生じる焼却残さや不燃残さ等は最終処分する。

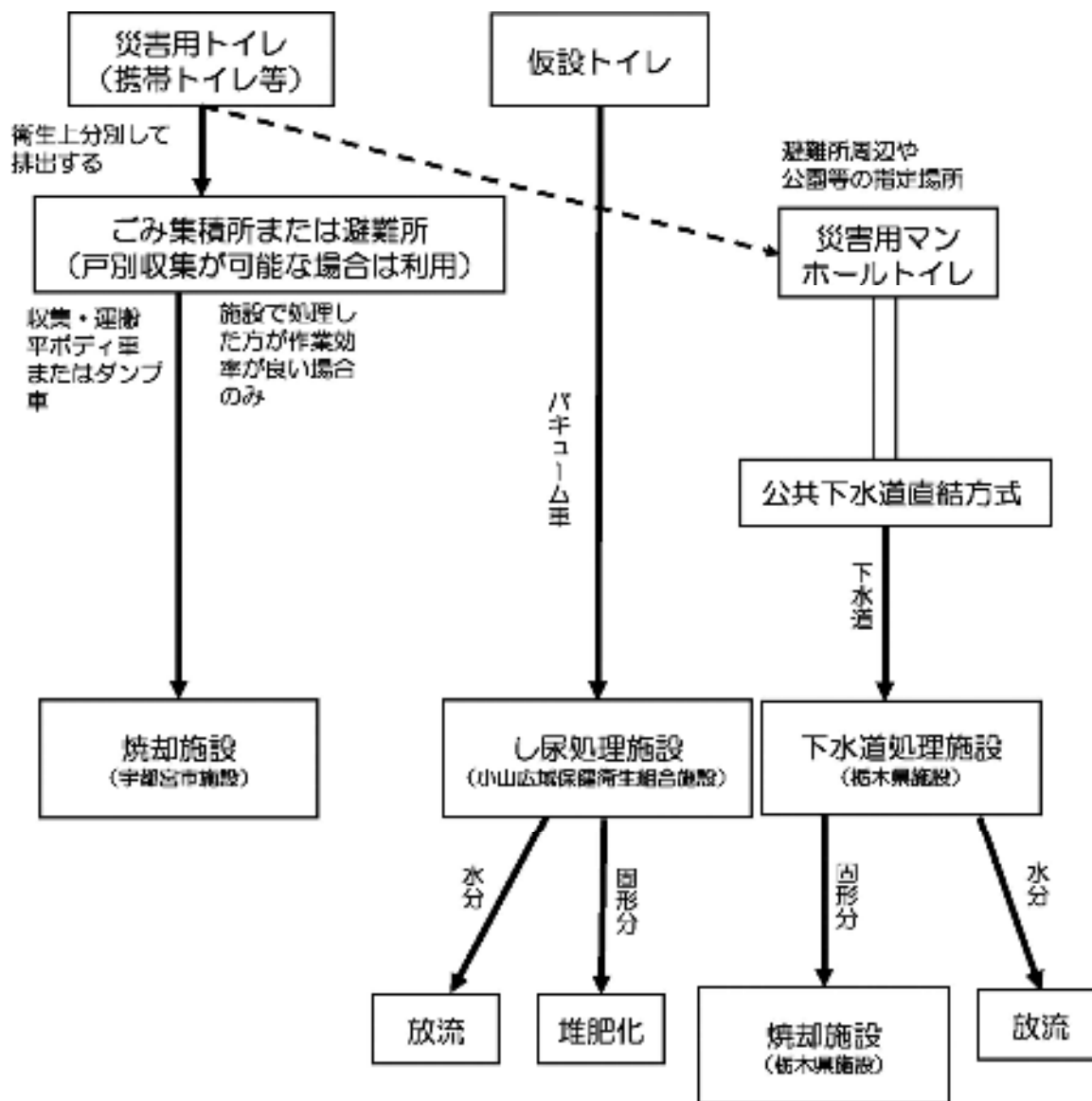
図表1-1 生活ごみ・避難所ごみの処理の流れ



2 し尿処理の流れ

汲み取りし尿はし尿処理施設（小山広域保健衛生組合施設）へ運搬して処理する。携帯トイレ等は焼却施設（宇都宮市施設）へ搬入して焼却処理する。

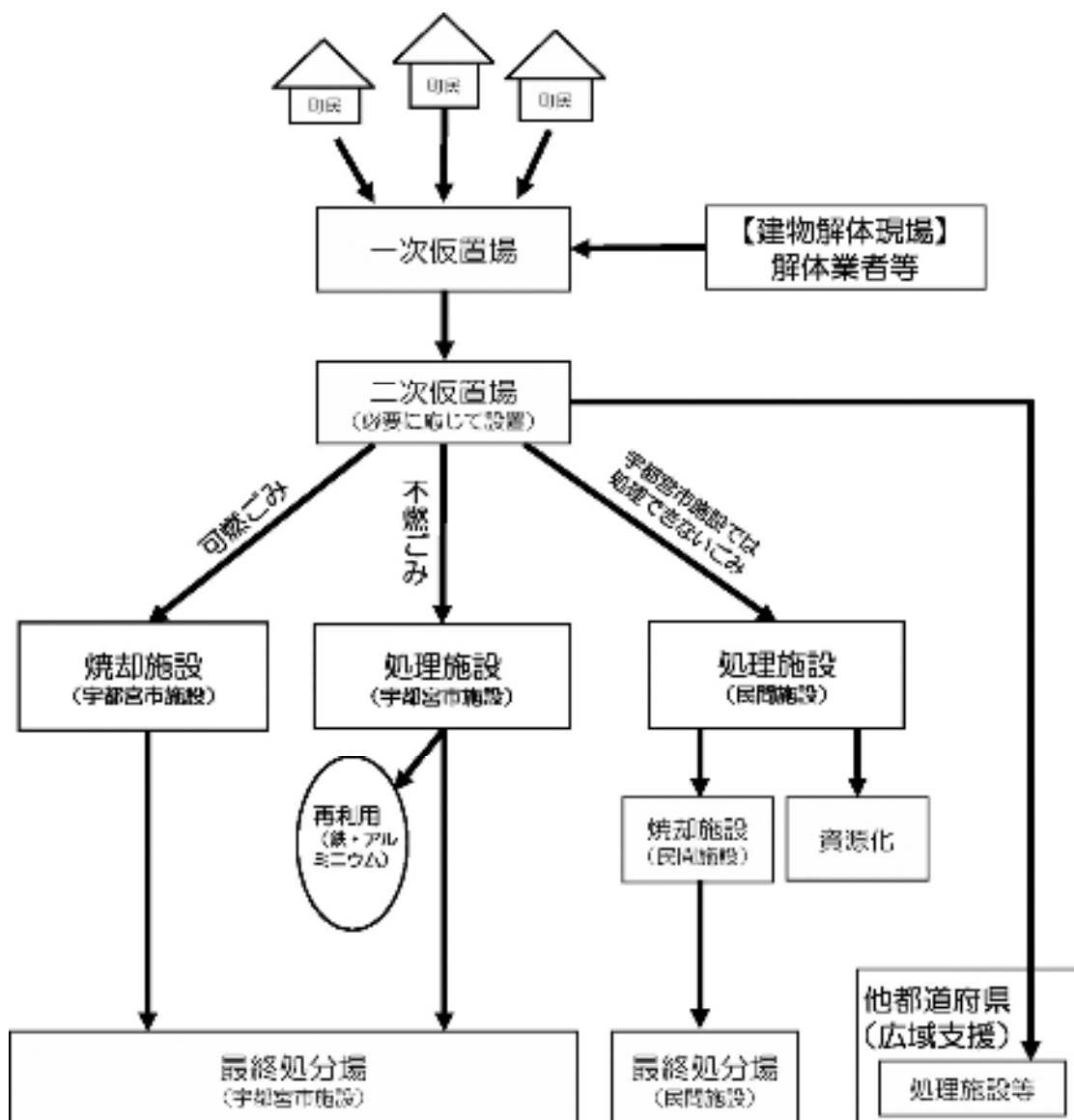
図表12 し尿処理の流れ



3 災害廃棄物の処理の流れ

町民が自宅の片付けを行った際に排出される片付けごみは、処理先（宇都宮市施設又は民間施設）への搬出までの間、一次仮置場で一時的に保管する。必要に応じて二次仮置場等を設置する。一次仮置場に搬入される廃棄物は、分別・選別した後、資源化や焼却等を行う。再資源化できない廃棄物は最終処分する。

図表13 災害廃棄物処理の流れ



用語	説明
一次仮置場	町民が直接持込みした災害廃棄物を集積し、分別後、処理施設又は二次仮置場まで搬出するまでの間、保管するため町が設置する仮置場。
二次仮置場	一次仮置場の災害廃棄物を、再度分別した後、破碎又は焼却等の処理をするまでの間保管する仮置場で仮設の破碎処理施設や資源物の一時保管場所を併設することもある。